

一般社団法人広島県資源循環協会  
第1次「労働災害防止計画」策定

平成28年12月8日  
広島県資源循環協会

当協会では、全国産業廃棄物連合会（全産連）による「労働災害防止計画」の策定を受けて、県内の産業廃棄物処理業の労働災害発生状況、会員企業の取組状況等を踏まえ、本年12月8日に開催した第4回理事会において、「第1次労働災害防止計画」を決定しました。

この計画は、協会と会員が一体となって、会員企業の安全衛生の向上を目指すもので、安全衛生委員会（三谷委員長など委員10名）を中心に検討してきたものです。

協会では、会員企業の取組みを進めて頂く観点から、各種の機会を通じて計画内容の周知・浸透を図るとともに、安全衛生委員会を中心に計画の推進や進行管理を行って参ります。

会員の皆様におかれては、計画内容や会員企業の取組み例等を参考に、安全衛生人材の育成や安全衛生対策の向上に努めてくださるようお願いいたします。

**【計画の概要】**

1 計画期間

平成29年度から平成31年度までの3カ年計画とする。

2 計画目標

(1) 平成31年の死亡災害を「ゼロ」とする。

(2) 平成31年の死傷災害（休業4日以上）を「28人以下」（27年実績36人の20%以上減）とする。

3 評価指標

計画目標の達成に向けた各種の取組みの効果を評価し、その進行管理に資するため、次の評価指標を設定する。指標値は、会員企業へのアンケート調査を毎年実施して把握するとともに、安全衛生委員会において評価・検討し、取組内容の見直し等に活用する。

- ① 会員企業の全産連「安全衛生活動支援ツール」の認知率
- ② 会員企業の協会「安全衛生事業」の認知率
- ③ 会員企業の協会「安全衛生研修会」への参加率
- ④ 会員企業の「安全衛生パトロール」の実施率
- ⑤ 会員企業の「ヒヤリ・ハット活動」の実施率
- ⑥ 会員企業の「リスクアセスメント」の実施率
- ⑦ 会員企業の「安全衛生管理体制」の構築率
- ⑧ 会員企業の「安全衛生規程」の作成率
- ⑨ 会員企業の「安全衛生活動アンケート調査」の回収率

4 目標達成に向けた取組み

計画目標を達成するため、各種の教育・研修等を通じて会員企業の安全衛生人材の育成を図るとともに、それぞれの評価指標に応じた各種の取組みを推進する。

5 計画の進行管理

安全衛生委員会を中心に、マネジメント（PDCA）手法を用いた計画の推進及び進行管理を行う。

**【参考資料】**

- ① 会員企業における取組み（例示）
- ② 全産連パンフレット「始めよう！安全衛生活動」
- ③ 全産連「産業廃棄物処理業安全衛生チェックリスト」
- ④ 協会版「安全衛生パトロール『現場確認』チェックリスト」（暫定版）

一般社団法人広島県資源循環協会

# 第1次労働災害防止計画

平成 28 年 12 月

一般社団法人広島県資源循環協会

# 第1次労働災害防止計画

## 1. 計画策定の趣旨

公益社団法人全国産業廃棄物連合会（以下「全産連」という。）は、平成29年度からの3年間を計画期間とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」を策定し、その中で、平成31年に死亡災害16人、死傷災害996人を下回るとする目標を掲げている。

これを受けて当協会では、広島県内の労働災害の発生状況、会員企業の取組状況等を踏まえ、期間中に実施すべき事項や目標を定めた一般社団法人広島県資源循環協会「第1次労働災害防止計画」を策定し、会員と協会が一体となった各種の取組みを進めることにより、会員企業の安全衛生水準の更なる向上を目指すものとする。

## 2. 計画の基本的枠組み

### (1) 計画期間

この計画は、平成29年度から平成31年度までの3カ年計画とする。

### (2) 計画目標

この計画においては、次の2つの目標を設定する。

- ① 死亡災害：平成31年における死亡災害を「ゼロ」とする。
- ② 死傷災害：平成31年における死傷災害（休業4日以上）を「28人以下」（平成27年実績の20%以上減）とする。

### 【計画目標】

区 分	広島県協会		※参考：全産連	
	平成27年実績	平成31年目標	平成25～27年実績	平成31年目標
① 死亡災害	0人	0人 (－)	20人	16人以下 (▲20%)
② 死傷災害 (4日以上休業傷病)	36人	28人以下 (▲22%)	1,261人	996人以下 (▲21%)

(注)「H25～27年実績」は、平成25～27年の3カ年平均値。

## 3. 評価指標

2(2)の計画目標の達成に向けた各種の取組みの効果を評価し、その進行管理に活用するため、次の「評価指標」を設定する。

指標値は、会員企業に対するアンケート調査を毎年実施して把握するとともに、安全衛生委員会においてその状況を評価・検討し、計画の進行管理、取組内容の見直し等に活用する。

# 第1次労働災害防止計画

## 【評価指標】

評価指標	算定方法	平成28年度値
① 会員企業の全産連「安全衛生活動支援ツール」の認知率	認知数/回答数	44%
② 会員企業の協会「安全衛生事業」の認知率	//	76%
③ 会員企業の協会「安全衛生研修会」への参加率	参加数/回答数	38%
④ 会員企業の「安全衛生パトロール」の実施率	実施数/回答数	60%
⑤ 会員企業の「ヒヤリ・ハット活動」の実施率	//	58%
⑥ 会員企業の「リスクアセスメント」の実施率	//	35%
⑦ 会員企業の「安全衛生管理体制」の構築率	構築数/回答数	76%
⑧ 会員企業の「安全衛生規程」の作成率	作成数/回答数	22%
⑨ 会員企業の「安全衛生活動アンケート調査」の回収率	回答数/照会数	24%

## 4. 目標達成に向けた取組み

2(2)の計画目標を達成するため、各種の教育・研修等を通じて会員企業の安全衛生人材の育成を図るとともに、それぞれの評価指標に応じた次のような取組みを推進する。

推進に当たっては、計画目標の達成状況や各取組みの進捗状況等を踏まえて効果的な対策を選択し、それらを重点的・総合的に実施するものとする。

### (1) 会員企業の全産連「安全衛生支援ツール」の認知率の向上

- ① 会報誌、研修会、協会ホームページ等を通じて、安全衛生活動パンフレットなど全産連が公開している各種の「安全衛生支援ツール」を会員企業に周知・広報する。
- ② 協会ホームページに全産連の安全衛生サイトへのリンクを張る。  
(全産連安全衛生サイト：<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/index.html>)
- ③ 総会、理事会、支部会、分科会等において、全産連の「安全衛生活動パンフレット」等を配布する。
- ④ 研修会等において、「安全衛生規程作成支援ツール」「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」等の利用方法等を説明する。

### (2) 会員企業の協会「安全衛生事業」の認知率の向上

- ① 協会が行う安全衛生事業について、会報誌、ホームページ、メール等を通じた情報提供を行う。
- ② 安全衛生の必要性や事業内容を掲載したポスター等を作成し、会員企業に配布する。
- ③ 役員、安全衛生委員等が安全衛生の向上を宣言し、会員企業等に安全衛生活動の強化を呼びかける。
- ④ 労働基準監督署、中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）等と連携して労働災害や安全衛生に関する情報を収集し、会員企業に提供することにより、安全衛生意識の向上を図る。

## 第1次労働災害防止計画

---

- ⑤ 中災防が作成する年間標語ポスター等に協会名を入れて会員企業に配布する。
- ⑥ 支部、分科会、青年部等の活動を通じて、安全衛生に関する情報提供・意見交換等を行う。
- ⑦ 安全衛生に関する研修会・講習会を開催し、会員企業の意識向上を図る。
- ⑧ 安全衛生委員会を定期的で開催し、安全衛生事業を企画・立案及び推進する。
- ⑨ 安全衛生に係る優良な事業所、職長、従事者等の顕彰を推進する。
- ⑩ 会員企業を対象とした安全衛生大会を開催する。

### (3) 会員企業の協会「安全衛生研修会」への参加率の向上

- ① 全会員企業に開催案内を送付するほか、会報誌、メール、FAX等を通じて周知徹底及び参加の勧誘を図る。
- ② 取組みが遅れがちな会員企業に対し、必要に応じてメール、電話等による呼びかけを行う。
- ③ 会員あての各種文書・請求書等に開催チラシを同封する等、会員企業に対する周知を図る。
- ④ 行政、排出事業者団体等の窓口にチラシを置くなど、関係機関に周知の協力を依頼する。
- ⑤ 会員企業が参加しやすいよう、県内各地で研修会を企画・運営する。
- ⑥ 研修会参加者へのアンケート等を通じて会員の声を収集・分析し、内容や回数、開催時間等を検討する。
- ⑦ 会員企業が行う安全衛生事業の情報や資料を収集し、好事例の発表等を通じて有益な安全衛生情報を提供する。
- ⑧ 関係官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼するなど、研修内容の充実を図る。

### (4) 会員企業の「安全衛生パトロール」の実施率の向上

- ① 全産連「安全衛生チェックリスト」及び協会版「現場確認チェックリスト」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて会員企業に周知・推奨する。
- ② 会員企業から「チェックリスト」の点検結果を報告してもらうことにより、安全衛生に対する意識の向上を図る。
- ③ 安全衛生委員会等を中心に、チェックリストを活用した会員企業のパトロール、安全衛生指導等を行う。
- ④ 各種媒体を通じて、会員企業による自主管理パトロールや安全衛生パトロールを推奨する。
- ⑤ 安全衛生に係る好事例や改善事例を収集し、会員企業に情報提供する。
- ⑥ 会員企業のトップに対して、安全衛生パトロールの実施を呼びかける。

### (5) 会員企業の「ヒヤリ・ハット活動」の実施率の向上

- ① 全産連「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて会員企業に周知する。

## 第1次労働災害防止計画

---

- ② 協会ホームページに、次のような有用サイトへのリンクを張る。
    - ア 厚生労働省／職場のあんぜんサイト「災害事例」  
([http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html))
    - イ 全産連／安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」  
(<http://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
  - ③ 研修会において、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方等を説明する。
  - ④ 会員企業等から「ヒヤリ」又は「ハット」した事例を収集し、それらをまとめて会員に幅広く提供する。
- (6) 会員企業の「リスクアセスメント」の実施率の向上
- ① 厚生労働省・中災防の産業廃棄物処理業の「リスクアセスメントマニュアル」、全産連の講義用資料等を活用し、会員企業のリスクアセスメント定着に向けた研修会等を継続実施する。
  - ② 導入が遅れがちな会員企業に実施を働きかけるなど、リスクアセスメントの実施を奨励する。
  - ③ リスクアセスメントによる改善事例等を収集し、会員企業に提供する。
  - ④ 協会ホームページに次のような有用サイトへのリンクを張る。
    - ア 厚生労働省／職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」  
([http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html))
    - イ 全産連／安全衛生サイト  
(<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/O7/index.html>)
- (7) 会員企業の「安全衛生管理体制」の構築率の向上
- ① 労働安全衛生法において、事業場の規模別に規定されている「安全衛生管理体制」について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて会員企業に周知する。
  - ② 全産連「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」「安全衛生規程作成支援ツール」等の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて会員企業に周知する。
  - ③ 会員企業に対する「安全衛生活動アンケート調査」等を通じて、安全衛生管理体制を構築する必要性を周知する。
- (8) 会員企業の「安全衛生規程」の作成率の向上
- ① 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
  - ② 全産連等の教材や資料等を活用した研修会等を継続的に実施する。
  - ③ 研修会等において、全産連「モデル安全衛生規程及び解説」の説明や「安全衛生規程作成支援ツール」の使い方の解説等を行う。

# 第1次労働災害防止計画

## (9) 会員企業の「安全衛生活動アンケート調査」の回収率の向上

- ① 会報誌「ひろしまの風」やメールを通じた情報提供等により、会員企業の安全衛生意識の向上を図る。
- ② 研修会、講習会、メール、協会ホームページ等を通じて、アンケート調査に対する協力を呼びかける。
- ③ 未回答の会員企業に対して、文書、メール等を通じた依頼・督促等を行う。
- ④ 支部、分科会、青年部等の各種組織を通じて、会員企業に対する調査協力の働きかけを行う。
- ⑤ 安全衛生委員会等の委員会活動を通じて、調査の趣旨や必要性の周知、協力の要請等を行う。

## 5. 計画の進行管理

### (1) 推進体制

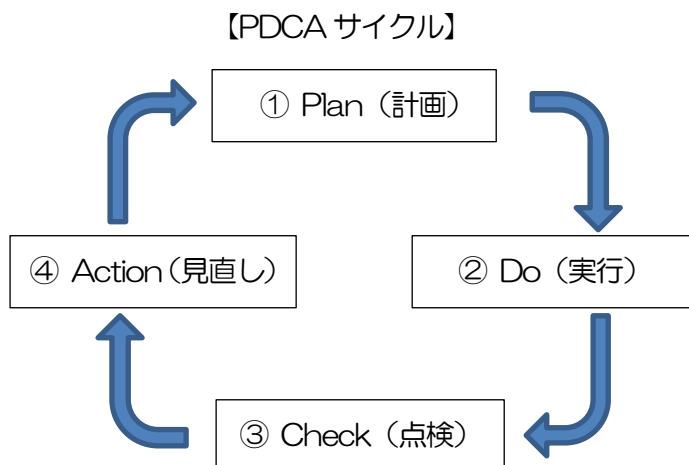
この計画は、安全衛生委員会において進捗状況の評価、計画の推進及び進行管理を行うものとし、必要に応じて理事会等への報告を行う。

### (2) 進捗状況の把握

- ① 計画目標は、厚生労働省「労働災害統計」並びに労働基準監督署へのヒアリング等を通じて、毎年、その進捗状況を把握する。
- ② 取組評価指標は、正会員全社を対象とした「安全衛生活動アンケート調査」等を通じて、毎年、その進捗状況を把握する。

### (3) 計画の推進及び進行管理

- ① 安全衛生委員会は、計画の進捗状況（計画目標の達成状況、評価指標の推移）等を踏まえて、適宜必要な取組みを検討し、実施に移すものとする。
- ② 計画の推進に当たっては、計画目標の進捗状況や評価指標の状況に応じて毎年PDCAサイクルを回すことにより、その進行管理を行うものとする。



## 参 考 資 料

- ① 会員企業における取組み（例示）
  
- ② 全産連パンフレット「始めよう！安全衛生活動」
  
- ③ 全産連「産業廃棄物処理業安全衛生チェックリスト」
  
- ④ 協会版「安全衛生パトロール『現場確認』チェックリスト」（暫定版）



# 会員企業における取組み（例示）

---

会員企業においては、職場における労働安全衛生の向上を図るため、次のような取組みを進めることが求められます。

## （1）経営トップによる安全衛生に関する所信表明（方針提示）

企業の経営トップは、労働災害防止に向けた「所信」を明らかにするとともに、自ら、率先して職場の安全点検等を行い、従業員に労働災害防止の呼びかけを行う。

## （2）労働災害の未然防止対策の推進

- ① 全産連「産業廃棄物処理業安全衛生チェックリスト」、協会版「現場確認チェックリスト」等を活用し、事業場等の安全衛生パトロールを実施する。
- ② 全産連「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」等を活用し、事業場等におけるヒヤリ・ハット活動の導入・定着を図る。
- ③ 「セーフティー・ミーティング」「危険予知（KY）活動」「ひと声かけあい運動」「指さし点呼」「メンタルヘルス対策」など、労働災害の未然防止に向けた各種の取組みを推進する。

## （3）リスクアセスメントの実施

- ① 全産連「産業廃棄物処理業リスクアセスメントマニュアル」等を活用し、リスクアセスメントの実施及び定着を図る。
- ② 協会等が行う「リスクアセスメント研修会」に積極的に参加し、リスクアセスメントに対する理解の向上を図る。

## （4）安全衛生規程の整備

安全配慮義務違反に問われないよう、全産連「産業廃棄物処理業モデル安全衛生規程及び解説」「安全衛生規程作成支援ツール」等を活用して労働災害防止のための「安全衛生規程」を整備する。

## （5）安全衛生管理体制の構築

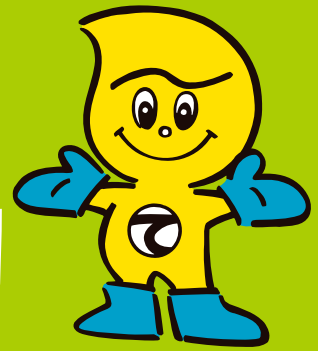
全産連「産業廃棄物処理業モデル安全衛生規程及び解説」等を活用して、事業場の規模に応じた安全管理体制を構築する。

## （6）協会事業への積極的な参加

協会が行う安全衛生講習会や研修会等に積極的に参加し、労働安全衛生の向上に向けた人材育成を進める。

# 始めよう! 安全衛生活動

～従業員が朝来た時と同じ状態で帰れる職場作りを～



産業廃棄物適正処理のマスコット  
「てき丸君」

## 従業員を守ろう

産業廃棄物処理業では、  
1年間に1,260人が労働災害の被災者!※



※厚生労働省 平成25年労働災害動向調査より

## 企業を守ろう

労働者に対する安全配慮を怠ると、安全配慮義務違反に!  
違反の程度によっては、処理業許可取り消しに!

労働災害の発生

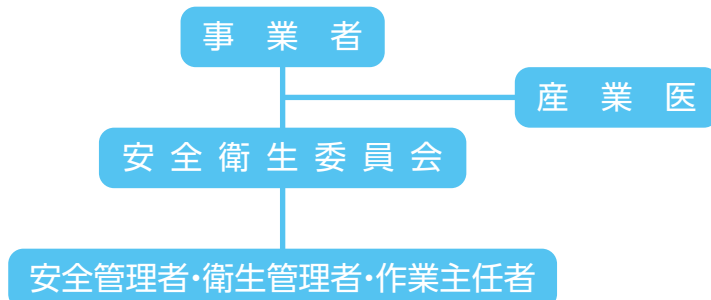
- 行政上の責任
- 民事上の責任
- 刑事責任 (廃棄物処理法における欠格事由に該当する可能性もあります。)
- 補償責任
- 社会的な責任

## 安全衛生活動を始めましょう

### まずは安全衛生管理体制を整備しましょう

労働災害を防ぎ、安全衛生活動に取り組むためには、従業員全員が協力して安全衛生を進めることのできる環境を整えなければなりません。労働安全衛生法では事業場の規模に応じて、管理者、産業医等の選任、組織の設置が義務づけられています。事業場に必要安全衛生管理体制について、連合会ホームページで公開している「モデル安全衛生規程及び解説」を確認してみましょう。

#### 必要な管理者・組織を選任・設置しましょう



例 50名以上100名未満の事業所の場合※

※50名未満の場合はより簡素な安全衛生管理体制で構いませんが、100名以上の場合はより充実した安全衛生管理体制を構築する必要があります。

#### 事業者の実施事項

安全衛生方針の表明

安全衛生計画の作成

安全衛生教育

# 安全衛生活動に取り組みましょう

労働災害を未然に防止するためには、安全衛生活動に取り組まなければなりません。まずは、5S活動や指差呼称、保護具の適切な着用など、労働災害防止の基本となる活動を従業員全員が協力し、日々の業務の中で実践していくことが大切です。

## 5S活動

- ✓整理
- ✓整頓
- ✓清潔
- ✓清掃
- ✓しつけ



## 指差呼称



## 保護具の適切な着用



さらに、安心して働ける職場づくりのために、支援システム等を活用して、安全衛生活動を強化しましょう。安全衛生に関するチェックリストや支援システムを連合会のホームページで公開しておりますので、利用してください。

インターネットで

全産廃連 安全衛生

検索

## ✓安全衛生規程を作成しよう

安全衛生規程は、事業者から労働者への安全の配慮と、安全衛生活動に対する姿勢を示すものです。

「連合会のツールを使ってみましょう」

連合会ホームページの「安全衛生規程作成支援ツール」では、従業員数や処理内容を選択していただくと、各社の事業内容に沿った安全衛生規程を作成することができます。

### 安全衛生規程作成支援ツール

1. 会社名を入力
2. 従業員数を選択  
1~9人 10~49人 50~99人 100人以上
3. 処理内容を選択  
収集運搬  
中間処理  
重機作業 活性汚泥 圧縮プレス 中和 焼却  
脱水 破砕 乾燥 混合 油水分離  
選別 感染性 固形化 廃石綿  
最終処分
4. 表示オプションを選択  
関連法令  
「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」該当ページ
5. 作成【※テキストファイルで出力されます。】

## ✓安全衛生状況をチェックしよう

安全衛生規程に基づいた活動が出来ているか確認し、不十分な点は改善が必要です。

「連合会のツールを使ってみましょう」

「安全衛生チェックリスト」は、連合会ホームページからダウンロードできます。

### 安全衛生チェックリストのチェック内容(大項目)

- I 安全衛生管理体制、教育、健康管理 (9項目)
- II 作業の安全  
A 共通の事項 (20項目)  
B 収集運搬作業 (17項目)  
C 中間処理作業 (13項目)  
D 最終処分作業 (5項目)
- III 作業環境管理等 (6項目)

## ✓ヒヤリハット体験を共有しよう(ヒヤリハット活動)

1件の重大事故には、29件の軽傷事故、300件の無傷事故(ヒヤリハット)があるとされています。

ヒヤリハット活動は、このヒヤリハットを集め、事前の対策と危険の認識を深めることで、重大な事故を未然に防ぐ活動です。

### 「連合会のツールを使ってみましょう」

産業廃棄物処理業者が実際に体験した「ヒヤリハット」を連合会ホームページで公開しています。

## ■ヒヤリハットデータベースに登録されている事例(産業廃棄物処理業における労働災害の多い事故の型別)

※厚生労働省「労働者死傷病報告」より

### 1. 転倒・転落

起因物	場 所	何をしているとき	何がどうした	改善すべき事項
荷物・廃棄物	工場・処分場	荷降ろしをする時	サイドのあおりを開けコンパネを取る際に、荷崩れを起こしコンパネと荷に押されて転倒した。	荷の状態をよく確認し、単独で作業を行わず、同施設作業員に応援を頼む。
作業環境等	回収先	廃棄物積み込み時	廃棄物回収現場で靴底に付着した油分のため、ダンプの荷台で滑った。	靴底に付着した油は、すぐふき取る。

### 2. 挟まれ・巻き込まれ

起因物	場 所	何をしているとき	何がどうした	改善すべき事項
処理施設	工場・処分場	回転ドラム内の異物除去中	音がしなくなったからと別の作業員が回転ドラムを動かしてしまったが、大事には至らなかった。	無線連絡での確認や、「作業中」のプレートの表示をする。
作業環境等	一般道路	排水施設の吸引作業を行っていた時	放置していた吸引用ホースに別の作業員が近づき、足を吸引用ホースで吸われそうになり、とっさに大声で、従業員の制止を促した。	吸引状態のままのホースを手離さないようにする。また、周囲にカラコーンや柵などを施し、近づけないようにする。

### 3. 飛来・落下

起因物	場 所	何をしているとき	何がどうした	改善すべき事項
重機等	工場・処分場	フォークリフトで作業中	パレットに積んである荷物が崩れ、作業員に当たりそうになった。	フォークリフトで作業する時は、確実に荷崩れしないよう事前に確認し、前後左右の安全確認をして作業に従事する。
作業環境等	自社内	廃材を破砕している時	近くの従業員に木片が当たりそうになった。	重機の作業範囲内に入らないよう、従業員に注意を促す。

### Information

## その他の産業廃棄物処理業の安全衛生活動を支援するツールのご案内

(全て連合会ホームページから利用できます)

### 「リスクアセスメントの実施支援システム」(厚生労働省)

厚生労働省が運営する「職場のあんぜんサイト」で公開されているシステムです。

それぞれの業種・作業で想定される災害のリスクの見積ができます。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)

### 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(厚生労働省)

交通労働災害防止の観点を含めた労働安全衛生管理を実施するためのガイドラインです。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/04/h0403-2.html>

### 「自動車点検基準」及び「自動車の点検及び整備に関する手引」(国土交通省)

自動車の日常点検及び定期点検等を確実に実施するための手引です。

[http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/09/090314\\_2\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/09/090314_2_.html)

# ✓ 事故にいたる前に、危険低減の措置をしよう(リスクアセスメント活動)

作業に潜んでいる事故が起こる可能性と事故が発生した場合のけがの大きさを調査し、それらのリスクを低くするための適切な対策を実施しましょう。

ヒヤリハットの報告は、リスクアセスメント活動へ活用しましょう。

## 「連合会のツールを使ってみましょう」

リスクアセスメント活動を導入するためのマニュアル「産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント～災害ゼロをめざして!!～」を、連合会ホームページからダウンロードできます。

## リスクの見積もり方法(例)

### ①リスクが発生する頻度

頻度	点数
頻繁	4
ときどき	2
ほとんどない	1

### ②リスク発生時に負傷する可能性

可能性	点数
確実である	6
可能性が高い	4
可能性がある	2
ほとんどない	1

### ③負傷の重篤度

重篤度	点数
致命傷	10
重傷	6
軽傷	3
軽微	1

## リスクの優先度

リスク	点数 (リスクポイント)	優先度	災害発生の可能性	取扱基準
Ⅳ	12～20	直ちに解決	重篤災害	直ちに中止または改善
Ⅲ	9～11	重大な問題	休業災害	早急な改善
Ⅱ	6～8	多少問題	不休災害	改善が必要
Ⅰ	5以下	必要に応じて低減	軽微な災害	教育や人材配置

## 各都道府県産業廃棄物協会の安全衛生事業にご参加ください。

リスクアセスメント導入の研修会や安全パトロール等の各種事業を実施しています。

ぜひご参加ください。



お問い合わせは

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 安全衛生委員会

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4F Tel 03-3224-0811(代) Fax 03-3224-0820

URL:<http://www.zensanpairen.or.jp/>

# 安全衛生チェックリスト

チェック者

チェックした日

/ /

安全で健康な職場づくりのためには、まず、職場の安全衛生に関する状況について、把握することが大切です。このチェックリストは、産業廃棄物処理業で働く方々の安全衛生の確保を推進するための、安全衛生管理上の基本的事項について代表例を掲げたものです。安全衛生管理体制や、作業の安全に関すること、作業環境等に関することの基本的な事項に問題がないか、早速点検してみてください。

点検の結果、実施されていない事項があれば、改善を行い、安全で働きやすい職場づくりに努めてください。問題があった事項をいち早く改善することが労働災害防止の決め手となります。

なお、「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」には、これら以外にも、安全衛生管理上取り組むべき項目が、よりきめ細かく掲げられていますので、安全で健康な職場づくりの指針として活用してください。

また、このチェックリストは基本的事項についての代表的な質問を中心にしています。職場の状況により、質問を追加するようにしてください。

## だれが点検するのか

- この点検は、事業者または管理責任者(安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者)が行ってください。

## いつ、点検するのか

- 職場の安全衛生管理の現状を把握するために、今すぐに点検してみてください。そして、問題点を改善した後、もう一度点検して、改善の効果を確認しましょう。
- 良好な状態を維持していくためには、定期的に点検を行うことが大切です。全国安全週間(7月1日～7日)、全国労働衛生週間(10月1日～7日)、年末年始無災害運動週間(12月15日～1月15日)など、機会をとらえ点検してください。

## どのように点検するのか

- 点検表の該当する項目を一つ一つチェックしてください。チェックに際しては、点検者自らが現状を把握するか、職場の責任者とおして確認してください。

## 改善に結びつけよう

- 「はい」にチェックした項目については、さらに充実に努めるとともに、「一部実施」「いいえ」にチェックした項目については、早速、改善してください。
- 改善に当たっては、モデル安全衛生規程に基づき、総合的、計画的に取り組み、改善の効果を確認しながら進めることが大切です。

### 評価の方法について

1. 次ページからのチェック内容に基づき、「はい」、「一部実施」、「いいえ」の□欄にレ印を付けてください。
2. チェック内容の項目毎に「はい」、「一部実施」、「いいえ」のレ印の数を確認し、評価欄に記入します。
3. 「はい」を2点、「一部実施」を1点、「いいえ」を0点で計算し、評価欄に点数を記入します。
4. 評価欄の合計点数を計算するとともに、下の点数記入欄を埋めてください。  
次回チェックする際には、より高い点数になるよう改善を図りましょう。

I  点 + II  点 + III  点 =  点 /  点

合計点数欄

合計点数欄には、貴社の該当質問数の2倍の点数を入れてください。

# チェック項目

はい、一部実施、いいえ の 欄に 印を付けてください。

## I

### 安全衛生管理体制、教育、健康管理に関すること

(1) 安全衛生方針を作成し、周知していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(2) 安全衛生委員会、安全協議会等の会議を設け活動を展開していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(3) 法的資格が必要な作業には、有資格者を配置していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(4) 安全衛生管理計画を定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(5) 産業医、安全管理者(衛生管理者)、安全衛生推進者、安全衛生スタッフを選任していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(6) 雇入れ時、作業内容の変更時に労働者に教育(特に危険作業、有害作業に対する特別教育)を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(7) 1年以内ごとに1回の定期健康診断、及び1年に1回もしくは6ヶ月に1回の特殊健康診断を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(8) 定期健康診断の結果を労働者に通知していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(9) 健康づくり運動を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ

評価欄

「はい」は \_\_\_\_\_ 項目 × 2点 =  点 + 「一部実施」は \_\_\_\_\_ 項目 × 1点 =  点 「いいえ」は × 0点 \_\_\_\_\_ 項目 =  点

## II

### 作業の安全に関すること

#### A 共通的事項

(1) 整理・整頓・清掃・清潔・しつけ(5S)を励行していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(2) 工具、器具類について、毎日点検を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(3) メインスイッチを切る事、キー類を抜く事等を作業員に徹底していますか。 また、機械のスイッチキー類は、鍵をかけて保管していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(4) 作業に適した作業着、保護具類を定め、使用させていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(5) 重機類を使用する作業について、用途に適した作業計画、作業手順書を作成していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(6) 重機類等について作業開始前点検、定期自主検査を実施していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(7) 安全朝礼、安全唱和(指差呼称)、KYT等を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(8) ヒヤリ・ハット吸い上げ活動を実施していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(9) 職場内に安全スローガンや安全衛生関連ポスター等を掲示していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(10) 作業区域と通路・経路の分けを行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(11) 緊急時の連絡体制に関するマニュアルを作成し、周知していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(12) 全ての作業について、作業手順書を作成していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(13) 高温下、屋外等での作業時には、熱中症対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(14) ピット等への転落防止策を講じていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(15) 挟まれ・巻き込まれのおそれのある箇所には、覆い、囲い、スリーブ等を設けていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(16) 高所作業の箇所には、転落防止柵・ネットを設置し、安全帯等を使用していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ

(17) 廃棄物貯留ピット、タンク、マンホール等の作業で酸素欠乏等のおそれがあるときは、その濃度を測定し、送風機、保護具を装着して、作業にかかっていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(18) 灰出し作業等における粉じんの発生や飛散を防止する密閉化、湿潤化等の措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(19) 危険物等の取扱い場所では、消火設備の設置とともに、火気使用を厳禁にしていますか。また、構造物は防爆型設備を採用していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(20) 酸やアルカリ等の化学物質を処理する際に、体への付着による薬傷防止対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ

## B 収集運搬作業

(1) 必要に応じて安全運転管理者、運行管理者を設置していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(2) 作業指揮者を定め、事前に作業手順の打ち合わせを行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(3) 収集運搬車輛は、チェックリスト等に基づいて作業開始前に点検を実施し、記録を残していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(4) 排出事業者が、産業廃棄物の性状に関し正しい情報の提供、分別、表示等を行っていることを確認していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(5) 排出業者が、安全化処理を行っていることを確認していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(6) 産業廃棄物の性状等の情報が判らない場合は、排出元へ返却していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(7) (公社)全国産業廃棄物連合会が制定した廃棄物処理委託仕様書・廃棄物物性安全データシート・容器添付用ラベルの仕組みを運用していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(8) 荷の滑落、崩落を予測して、安全な位置で作業をしていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(9) 重機の作業半径内、作業区域等への立入禁止を守っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(10) 積み込み、積み降ろし作業中は、必要に応じ防じんマスク、防毒マスク、安全保護具等を使用していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(11) 積荷は、全てシート掛けをし、飛散・落下・流出防止の緊縛をしていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(12) 運搬時の飛散・漏洩事故等緊急事態が発生したときの想定訓練等を実施していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(13) 無理のない走行計画をたて、作業員の過労防止策を実施していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(14) 交通事故や緊急事態が発生したときの対応手順が定められていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(15) トラック、コンテナ等にシート掛け、シート外しを行う際は、安全帯の使用や架台に乗って作業する等の転落防災策は講じていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(16) 過積載による運送の防止について、運転者、その他従業員に対する適切な指導及び監督を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(17) 車輛乗務前に点呼によるアルコールチェック、体調チェックを実施し、記録を残していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ

## C 中間処理作業

(1) 産業廃棄物の性状が不明の場合、処理方法を定めるための試験を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(2) 処理作業者に、化学物質の性状等に関する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(3) スプレー缶、カセットボンベ等排除すべき危険物を作業者に周知していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(4) 処理場等では、同時作業防止等、重機類等との接触防止策を講じていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(5) 焼却炉や機械への投入時に、事前に危険物の有無を確認していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(6) 騒音下での機械運転中、作業中の連絡方法をとって決めていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ
(7) 保管場所の安全確認等のパトロールを日々実施していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施	<input type="checkbox"/> いいえ



- |   |  |
|---|--|
| (8) 運搬車を用いて直接廃棄物を投入する場合は、投入部に十分な高さの車止めがありますか。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ |
| (9) 感染性廃棄物を処理する場合は、容器ごと焼却していますか。              | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ |
| (10) プラントの運転開始時には、全員の配置と安全を確認してから行っていますか。     | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ |
| (11) 機械の異常時には、機械を停止してから作業指揮者を置き処置をしていますか。     | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ |
| (12) 機械停止時に、第三者による不意の稼働を防止する禁止板等の措置を取っていますか。  | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ |
| (13) 廃油、廃塗装等を処理する場合は換気に気をつけていますか。             | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ |

## D 最終処分作業

- |  |  |
|--|--|
| (1) 埋立作業に従事する車輛同士及び搬入車輛との事故を防止するために作業手順書を定めていますか。      | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ |
| (2) 凸凹のある地形での重機による埋立作業を行う場合には、運転者に転落防止用のベルトを着用させていますか。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ |
| (3) 自然換気が不十分な浸透水採取孔等の点検時には、酸素欠乏症防止対策を講じていますか。          | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ |
| (4) 火災防止用の覆土を用意していますか。                                 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ |
| (5) 搬入された廃棄物の中に有害・危険物が混入していないか確認をしていますか。               | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ |

評価欄

「はい」は \_\_\_\_\_ 項目 ×2点 =  点 + 「一部実施」は \_\_\_\_\_ 項目 ×1点 =  点 「いいえ」は×0点 \_\_\_\_\_ 項目 =  点

## III 作業環境管理等に関すること

- |  |  |
|--|--|
| (1) 騒音、粉じん、ガス、ダイオキシン濃度等の作業環境を測定していますか。                     | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ |
| (2) 作業環境測定結果の管理区分を知っていますか。                                 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ                               |
| (3) ヘルメットは必ず着用し、作業環境に応じ、耳栓、防じんマスク、防毒マスク等の保護具を定め、使用させていますか。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ |
| (4) 騒音の発生源対策等を実施していますか。                                    | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ |
| (5) 粉じん発生防止のために、発生源への散水、局所排気装置の設置等行っていますか。                 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ |
| (6) 有害ガスの発生に備えて局所排気装置、有害ガス検知器等を設置していますか。                   | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ |

評価欄

「はい」は \_\_\_\_\_ 項目 ×2点 =  点 + 「一部実施」は \_\_\_\_\_ 項目 ×1点 =  点 「いいえ」は×0点 \_\_\_\_\_ 項目 =  点

※このチェックリストの利用方法等につきましては、(公社)全国産業廃棄物連合会  
又は最寄りの都道府県産業廃棄物協会  
にお問い合わせください。

(公社)全国産業廃棄物連合会  
TEL.03(3224)0811

お問い合わせは

安全衛生パトロール「現場確認」チェックリスト【暫定版】ver.1.1

日時	平成 年 月 日 ( )
場所	
点検者	

©(一社)広島県資源循環協会

区分	点検項目	評価	指摘事項等
安全衛生管理体制・教育等	<b>管理体制</b> 安全衛生管理組織を設けているか。 ①従業員1~9人：安全衛生スタッフ、②同10~49人：安全衛生推進者、 ③同50~99人：産業医、安全管理者、衛生管理者、④同100人～：産業医、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者 「安全衛生管理計画」（安全衛生規程）を定めているか。 毎年「定期健康診断」や必要に応じた「特殊健康診断」を実施しているか。 緊急時における「連絡体制」や「マニュアル」を作成しているか。		
	<b>安全衛生管理</b> 各作業工程の「作業手順書」を作成しているか。 重機作業等に係る「作業計画」や「作業手順書」を作成しているか。 業務用車両等に係る「安全運転管理者」や「運行管理者」を設置しているか。 業務用車両等の利用時に「チェックリスト」等に基づく点検を行っているか。 車両系荷役運搬機械等の「作業計画」を作成しているか。 事故や緊急事態が発生した場合の「対応手順」を定めているか。 騒音・粉じん・ガス・有害物質等の「作業環境」の測定を行っているか。		
	<b>教育・訓練</b> 安全管理に係る従業員等の「教育」や「訓練」を行っているか。		
機械設備	<b>全般的事項</b> 原動機等の露出した可動部分に「覆い」や「囲い」がしてあるか。 動力伝動装置の回転軸に「スリーブ」「覆い」「囲い」がしてあるか。 歯車・プーリー・ベルト等に「覆い」「囲い」がしてあるか。覆い・囲いは裏まで防護できる構造か。 回転軸・歯車・プーリー・フライホイール等の止め金具やセットボルトは、「埋頭型」又は「覆い」があるか。 機械設備ごとにスイッチ・クラッチ等の「動力遮断装置」が設けてあるか。 起動用押しボタンスイッチは、「埋頭型・囲み型」とし、「統一した色」で表示してあるか。 前進・後進、正転・逆転、単動・連動運転等を間違えにくい「配列・構造」となっているか。 停止用押しボタンスイッチは「突出型」とし、「統一した色」で表示してあるか。 非常停止ボタンスイッチは赤色で突起した「きのこ型」とし、素早く操作できる位置に設置されているか。 危険区域の囲い・覆い・扉・戸や両開きの扉・戸は、「インターロック構造」となっているか。 危険防止用光線式安全装置の光軸間隔は、手指が入る隙間がないよう配置しているか。危険部を十分覆う高さか。 フートスイッチには、他の物の接触で不意の起動をしないよう「覆い」が設けてあるか。 スイッチ・コンセント等の表示は、誤投入や差込みがないよう、明確にされているか。 大型の機械設備等については、「運転開始時の合図」を定めているか。 自動運転機械は、自動運転中に「待機中」「トラブル中」等を明確にできる「標識灯」等を備えているか。 高所に昇降する大型機械設備は、堅固な「ステップ」「握り手すり」「昇降はしご」等が設けられているか。 機械の危険な駆動部等に近接して、「工具」等が放置されていないか。		
	<b>グラインダー</b> 堅固かつ厚さ・形状が適正な「覆い」が取り付けられているか。 砥石軸の締め付けネジは、緩みが生じない方向になっているか。 締め付け部に「ゆるみ」はないか。 砥石のフランジは、正しく取り付けられているか。 携帯用エアグラインダーには、「調速機」が設けてあり、その「機能」が良いか。 卓上・床上用研削盤は、ワークレスト・砥石間3mm以内、調整片間10mm以内か。粉塵防止用シールドがあるか。 研削砥石を「最高使用周速度」を超えて使用していないか。 砥石の側面を使用して研磨していないか。（側面を使用する研削砥石を除く。）		
	<b>ロール機等</b> 挟まれる危険がある箇所に「ガイドロール」「囲い」「じゃま板」「アングル」「棒」等を設けてあるか。 じゃま板・アングル・棒等にセンサーやリミットスイッチ、挟まれによる回転停止用インターロック等があるか。 挟まれる危険がある箇所は押しボタン式以外、マットスイッチ・ワイヤーロープ・足蹴り式の非常停止があるか。		
	<b>丸のこ盤</b> 反発予防装置として、次の条件を満たす「割刃」が確実に固定されているか。 ①標準テーブル位置で、丸鋸の逆歯の部分の2/3以上が覆われている、②鋸刃との間隔が12mm以内になっている ③厚さが丸鋸の厚さの1.1倍以上かつ丸鋸のあさり幅より薄い、④丸鋸の直径が610mmを超える場合は懸垂式 接触予防装置として、次の条件を満たす覆いが設置されているか。 ①材の大きさに関わらず、切断に不要な歯の部分の部分を覆うよう調整できる ②固定式の場合は、下端を加工材の上面より8mm以内、テーブル面から25mm以内に固定する ③可動式の場合は、稼働する覆いの下端が加工材又はテーブル面に接するようにする		
	<b>配電盤・分電盤・開閉器等</b> 接続端子の「露出充電部」がないか。露出充電部の「絶縁」は確実か。 開閉器（ナイフSW、ブレーカー型SW）の露出充電部に「絶縁カバー」が取り付けられているか。 分電盤の扉の表示灯（PL）の電源端子部が「絶縁」してあるか。 配電盤、分電盤に給電先の名称、取扱責任者氏名が「表示」してあるか。 「漏電遮断器」が取り付けられているか。 配電盤、分電盤の前に「物」を置いていないか。 配電盤等の「内部に不必要なもの」を入れていないか。		
電気設備	<b>配線コード・コンセント等</b> キャブタイヤケーブル等の「絶縁被覆」は大丈夫か。 台車等を通る床、通路等に電気配線を「放置」していないか。あるいは堅固な「防護」がしてあるか。 電気機械器具のコードは、「近くのコンセント」に接続しているか。 プラグが機械油で「汚れ」ていないか。ネジの「緩み」はないか。		
	<b>アース（接地）</b> 「接地線」は、ネジ止め等により確実に接続してあるか。 「接地抵抗値」は、法定の数値以下となっているか。		
	<b>移動式・可搬式電動工具等</b> 接点、端子等の充電部分は、「囲い」又は「絶縁覆い」がしてあるか。 引込口部分の電線に「被覆の損傷」はないか。接続端子の「緩み」等はないか。 湿潤している場所では、「防水型」「防湿型」のものを使用しているか。 漏電による感電を防止するため、「二重絶縁構造」の電気機械器具等を使用しているか。 「感電防止用漏電遮断装置」を接続しているか。		
	<b>その他</b> 安全点検に必要な検電器、テスター、絶縁抵抗計、漏れ電流計、接地抵抗計、照度計等を整備しているか。 これらの機器の取扱いについて、「教育」を行っているか。		
危険物の保管	<b>危険物の保管</b> 取扱者を特定し、関係者以外が取り扱えないシステムを確立しているか。 多種類の危険物を使用する職場では、混触危険対策（転倒・落下・混合防止措置等）を講じているか。 保管容器は、「不燃性」で「腐食しない」ものを用いているか。 危険物の「漏洩」はないか。周囲に「燃えやすいもの」はないか。 漏洩検知器（センサー）は、危険物蒸気が流れる方向、滞留しやすい箇所など有効な場所に設置しているか。		
	<b>引火性危険物（有機溶剤等）</b> 危険物を小分けした容器のキャップは確実に閉められているか。切り欠いた缶の蓋は開いていないか。 洗浄瓶、ハンドラップなどは不使用時にきちんと「キャップ」をしてあるか。 作業に必要な量以上の危険物を持ち込んでいないか。 危険物を小分けした容器は、誤って使用しないよう「品名」を記載してあるか。 使用・保管場所等に「火気厳禁」「立入禁止」「禁煙」「注水注意」等の見やすい表示がされているか。		
	<b>火気管理</b> ストープ、電熱器等を段ボールなど可燃性部材の上に置いて使用していないか。 ストープ、電熱器等の火気の近くに、灯油・紙・ウエスなど可燃性のものを置いていないか。 「喫煙場所」は指定されているか。 ガス溶接・溶断の作業中又は作業後の火玉の安全管理は適切に行われているか。 危険物作業場の「防火管理者」「火元点検責任者」を定めているか。		

区分	点検項目	評価	指摘事項等
危険物等の扱い	危険物作業・引火・着火	火災・爆発の危険がある物質を扱う機械装置、配管、容器（タンク）等は、確実に「アース」されているか。 危険物（引火性物質）の蒸気が存在する恐れのある場所の電気設備は、「防爆構造」としているか。 引火性ガスや溶剤蒸気の滞留場所や経路に、発熱体、電気スイッチ、モーターなど着火源となるものがないか。 非防爆構造の電気コンセントの近くに、可燃性有機溶剤が入った瓶などを置いていないか。	
	機械油・油ウエス	機械装置の周囲や床に、機械油、切削油、溶剤等がこぼれたままになっていないか。 オイルパンに油が溜まったままになっていないか。ウエスがオイルパンの油の中に置かれてないか。 油や溶剤を拭いたボロ、ウエスを放置していないか。 油ウエスを作業場の中に山積みしていないか。	
	高圧ガスボンベ	ボンベの保管場所は、通年40℃以下に保たれるよう配慮されているか。 可燃性ガスの保管場所は、火気から5m以上離してあるか。「火気厳禁」等の表示がされているか。 ボンベは、チェーン、架台等で確実に「転倒防止」がしてあるか。 使用していないボンベには、「キャップ」がしてあるか。 可燃性液化ガス（プロパン、ブタン、アセチレン等）は、立てて保管してあるか。	
	ガス配管	使用していないガス栓には、「キャップ」（止め栓）をしているか。 ガス配管のゴム管は劣化していないか。ヒビ割れはないか。 ゴムホースは、「ホースバンド」で確実に固定してあるか。 ガス配管のバルブには、開閉状態を示す開・閉・常時開・常時閉等の表示がされているか。 特殊ガス（シラン、アルシン、ホスフィン、ジボラン等）の配管は、誤操作を防止するため、種類、流れ方向等を名称、色などで明確にしているか。漏洩検知、緊急時対策は完全か。	
	消火器等	消火器類は所定の場所に必要数が用意されているか。定期的に「機能検査」を受けているか。 油、有機溶剤等の火災の特性に応じた泡消火器などを用意してあるか。 消火器、消火栓、火災報知機など防災装置の前に「空地」があるか。装置の「表示」と現物が一致しているか。	
	排気装置防護具	危険物（有機溶剤、酸など）の漏洩による「異臭」はないか。 局所排気装置や全体換気装置は、有効に作動しているか。 危険物や作業内容に応じた適切な「保護具」が用意されているか。それは作業者の数以上あり、いつでも使えるよう整備されているか。また、呼吸用保護具は、個人使用になっているか。 非常用洗眼装置や洗身用大型シャワーがあるか。操作バルブ、ハンドルは手が届くところで正常に作動するか。	
	粉じん作業	配管内に「可燃性粉じん」（金属粉、プラスチック粉等）が堆積していないか。 配管、機械装置の「アース」は完全か。 着火源となる火花等の「火気」はないか。	
	WDS・SDS	廃棄物データシート（WDS）や化学物質等安全データシート（SDS）が活用されているか。 関係者がそれらの内容を十分理解しているか。	
作業環境	工具・治具	工具や材料は、「定まった位置」に置いてあるか。 工具や材料は、動作に最も都合の良い場所に置かれているか。 手作業は、できるだけ治具、取付け具、足踏み装置等で行うようにしてあるか。 工具は、専用のものを使うようにしてあるか。	
	安全衛生保護具	安全衛生保護具（絶縁用保護具、保護帽、安全帯、防塵マスク等）は、規格適合品か。防護性能は十分か。 着用が簡単で作業性を阻害しないものか。 大きさや形状が着用者に合っているか。	
	通路・作業床	通路幅は「80cm以上」あり、「白線」で表示されているか。 通路や床面に「凸凹」や「損傷」はないか。 通路や床面が水、油等で「滑り易く」なっていないか。 通路の上部に頭がぶつかりそうな「障害物」はないか。 作業床の物の置き場が「明示」されているか。 作業床の「溝蓋」の外れた場所はないか。 配管や配線に「カバー」や「覆い」があるか。 高さ2m以上の作業箇所には、「作業床」が設けてあるか。 作業床の周囲や開口部には、「囲い」「手すり」「覆い」等が設けてあるか。 作業床の周囲には、必要に応じて「爪先板」が設けてあるか。	
	階段	昇り降りし易い構造になっているか。 踏面が油、泥等で「汚れ」ていないか。 滑り止めが「破損」したり「変形」したりしていないか。 「手すり」があり、その「高さ」は適切か。	
	脚立	材料に著しい「損傷」「腐食」はないか。 脚と床面の「角度」が75度以下か。 踏面は、作業を安全に行うために必要な「面積」があるか。	
	温度・湿度	暑熱又は多湿な屋内作業場では、冷房、通風等の「温湿度調節」をしているか。 寒冷な屋内作業場では、暖房等の「温度調節」をしているか。	
	採光・照明	作業面の「照度」は十分か。 照明器具の電球、蛍光管等の汚れ、破損等により、「照度」が低下していないか。 出入口の内外の「照度差」が大きくないか。	
	通気・換気	換気扇、局所排気装置等は有効に稼働しているか。 粉じん、有機溶剤等有害物質の発生する場所では、適切なマスク等の「保護具」を着用しているか。 酸素濃度18%未満の場所への立入禁止の「表示」をしているか。「検知器」等が設置されているか。	
	騒音	騒音が発生する職場の「明示」がされているか。 騒音が高い職場にいる作業者は、「耳栓」や「耳覆い」を着用しているか。	
	整理・整頓・清掃・清潔（4S）	作業に必要な道具、工具、検査用具が「所定の場所」に保管してあるか。 消火器、スイッチボックス、救急用具等の前に物を置かないようにしているか。 出入口付近に物品が積み上げられるなど「見通し」が悪くならないか。 非常口の前後や階段に物品を積んでいないか。 作業場の隅や機械の裏側等に不要なものを置いていないか。 不要な「書類」を積み上げていないか。 通路への物の「はみ出し」はないか。 材料、工具、その他の物品が整理・整頓され、探さなくても取り出せるようにしてあるか。 残材の切粉、ごみ等が区分されて整然と管理されているか。 掃除用具等は、使用時以外は「定められた場所」に保管してあるか。 重い物から軽い物、大きい物から小さい物へと積み重ねているか。 積重ねの高さは、「底の幅の約3倍以下」に止めているか。 立て掛けるときは、ヒモなどで倒れないよう「固定」してあるか。 作業場の通路、床面、棚、工具箱等が良く「清掃」されているか。 機械設備からの「油漏れ対策」は十分か。 作業場が衛生的で快適に保たれているか。 作業衣、保護具に「汚れ」はないか。 洗眼・洗身・うがいの設備、洗濯機等は設けられているか。	